

## 財政健全化法に係る指標等について

## 財 政 部

財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）に基づき、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられている。

本市の令和5年度決算に基づき「健全化判断比率」を算定したところ、次のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回った。

また、公営企業における「資金不足比率」については、令和5年度決算において資金不足が生じていないため、該当はなかった。

これらのことは、本市の財政状況及び公営企業の経営状況が健全であることを示している。

## 〔健全化判断比率の見込み〕

(単位：％)

| 区 分             | 実質赤字比率   | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率        | 将来負担比率           |
|-----------------|----------|----------|----------------|------------------|
| 健全化判断比率         | —<br>(—) | —<br>(—) | 4. 2<br>(3. 4) | 30. 9<br>(27. 8) |
| (参考)<br>早期健全化基準 | 12. 49   | 17. 49   | 25. 0          | 350. 0           |

備考1 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「—」と表示している。

2 ( ) 内は、令和4年度決算の比率

## 〔資金不足比率の見込み〕

(単位：％)

| 会 計 名           | 農業集落排水事業特別会計 |
|-----------------|--------------|
| 資金不足比率          | —<br>(—)     |
| (参考)<br>経営健全化基準 | 20. 0        |

備考1 資金不足比率については、資金不足がないため、「—」と表示している。

2 ( ) 内は、令和4年度決算の比率